

公益財団法人明石文化国際創生財団国際交流ボランティア  
日本語学習支援ボランティア要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人明石文化国際創生財団(以下「財団」という。)の国際交流事業等を実施するにあたり、日本語学習支援ボランティア(以下「日本語ボランティア」という。)の活動について定めるものである。

(登録条件)

第2条 日本語ボランティアの登録条件は、満18歳以上の者で、その他次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 日本語教育ボランティア養成講座(30時間以上)を受講した者。
- 2 日本語教育関連コース(日本語教師養成講座など)を終了、又は日本語教育能力検定試験に合格した者。
- 3 ボランティアとして日本語を3年以上教えた経験がある者。
- 4 日本語教育機関で1年以上教えた経験がある者。

(活動内容)

第3条 日本語ボランティアは、明石市内の在住外国人が日本での生活が支障なくスムーズに送れるよう、次の各号の日本語学習の支援を行うこととする。

- 1 マンツーマンレッスンによる日本語学習支援  
財団が日本語ボランティア及び学習者のマッチングを行い、週に1回2時間のマンツーマンレッスンを行う。
- 2 グループレッスンによる日本語学習支援  
初学者もしくは日本語習得レベルが低い学習者を対象に、週に1回1時間30分、学習者複数名によるグループレッスンを行う。

(書式)

第4条 日本語ボランティアに登録する者は、日本語学習支援ボランティア登録申込書(様式第3号)を財団に提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるほか、財団における日本語ボランティア活動に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、令和元年7月1日から施行する。